

## 第2回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会運営委員の欠員に伴う委員の選任について
- 第 4 特別委員の欠員に伴う委員の選任について
- 第 5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第34号 いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第35号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第36号 いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第37号 いちき串木野市防災行政無線再整備工事請負契約の締結について
- 第12 議案第38号 新たに生じた土地の確認について
- 第13 議案第39号 町の区域の変更について
- 第14 議案第40号 新たに生じた土地の確認について
- 第15 議案第41号 字の区域の変更について
- 第16 予算議案第2号 令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第17 国特予算議案第2号 令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第1号（6月7日）（金曜）

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	教育総務課長	吉永康彦君
副市	長	出水喜三彦君	消防長	下池裕美君
教育	長	相良一洋君	水産商工課長	福山昌浩君
総務課	長	岡田錦也君	都市建設課長	吉見和幸君
企画政策課	長	山崎達治君	学校教育課長	西村喜一君
財政課	長	長畑正博君		

令和6年6月7日午前10時00分開会

△開 会

○議長（中里純人君） これから令和6年第2回いちき串木野市議会定例会を開会します。

開会に先立ちまして、去る4月15日に御逝去されました故中村敏彦議員の御冥福をお祈りして黙禱をささげたいと思います。皆様、よろしくお願ひします。

○局長（石元謙吾君） 御起立願ひます。黙禱。

[黙禱]

○局長（石元謙吾君） 黙禱を終わります。ありがとうございました。御着席願ひます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

去る6月3日までに受理した請願・陳情・要望書等は、お手元に配付した陳情配付文書表のとおりです。

次に、監査委員から報告のあった令和6年2月分及び3月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第11号及び市長から報告のあった令和5年度繰越計算書、いちき串木野市土地開発公社の経営状況の写し、株式会社いちき串木野電力経営状況の写しを配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会定期総会出席報告、鹿児島県市議会議長会臨時総会出席報告、九州市議会議長会定期総会出席報告、全国市議会議長会定期総会出席報告についても、その写しを配付してあります。

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中里純人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

福田清宏議員、濱田尚議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（中里純人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間とすることに決定しました。

△日程第3 議会運営委員の欠員に伴う委員の選任について

○議長（中里純人君） 次に、日程第3、議会運営委員の欠員に伴う委員の選任を議題とします。

ただいま議題とされました議会運営委員の欠員に伴う委員の選任については、1名の欠員が生じていることから委員会条例第8条第1項の規定により濱田尚議員を指名します。

△日程第4 特別委員の欠員に伴う委員の選任について

○議長（中里純人君） 次に、日程第4、特別委員の欠員に伴う委員の選任を議題とします。

ただいま議題とされた特別委員の欠員に伴う委員の選任については、議員定数等調査特別委員に1名の欠員が生じていることから委員会条例第8条第1項の規定により吉留良三議員を指名します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時19分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、報告します。

議員定数等調査特別委員会の副委員長欠員に伴い、副委員長が次のとおり互選されました。

議員定数等調査特別委員会、副委員長西田憲智議

員。以上のとおりです。

△日程第5～日程第17

議案第31号～国特予算議案第2号一括上程

**○議長（中里純人君）** 日程第5、議案第31号から日程第17、国特予算議案第2号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

**○市長（中屋謙治君）** おはようございます。

令和6年第2回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分した内容は、市民税において令和6年能登半島地震による被災者の負担軽減を図るため、雑損控除の特例を設けるほか、物価高騰対策として定額減税を実施するものであります。

議案第32号専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分した内容は、令和6年度以降の国民健康保険税の課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額を22万円から24万円に引き上げるとともに、低所得世帯の負担軽減拡充を図るため、軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて

であります。

令和6年度いちき串木野市一般会計において、物価高騰対策として新たな住民税非課税世帯等への給付及び定額減税調整給付を実施するに当たり、システム改修などの準備作業に係る予算措置に急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

議案第34号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、市民税及び固定資産税において職権による減免を可能とするほか、固定資産税において負担調整措置を3年間延長するものであります。

議案第35号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における満3歳児及び満4歳以上児の職員配置基準について改正しようとするものであります。

議案第36号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

議案第37号いちき串木野市防災行政無線再整備工事請負契約の締結についてであります。

防災行政無線の再整備工事については、去る5月17日に条件付一般競争入札を執行いたしました。その結果、契約金額5億8,740万円で、鹿児島市鴨池新町6番6号、JRCシステムサービス株式会社、鹿児島営業所所長、西博行を落札業者と決定し、仮契約を締結しましたので、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号新たに生じた土地の確認について及び議案第39号町の区域の変更についてであります。

県における公有水面埋立てにより、串木野漁港区域内に新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号新たに生じた土地の確認について及び議案第41号字の区域の変更についてであります。

県における農山漁村地域整備交付金事業により、戸崎漁港区域内に新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、予算議案第2号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業費の計上が主なるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億807万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億988万6,000円とするものであります。

それでは、歳出から款を追ってその主なるものについて説明を申し上げます。

2款総務費は、総務管理費で社会保障・税番号制度システム整備事業費の追加であります。

3款民生費は、児童福祉費で食材費等の高騰の影響を受けている保育所等への給食費の一部を補助する保育所等給食支援事業費の計上であります。

4款衛生費は、保健衛生費の保健衛生総務費で秋から開始予定の新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業費の計上のほか、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査を実施するため、これまで自己負担であったものを公費で実施する1か月児健康診査事業費の計上及び乳がん患者の負担軽減等を図るためのがん患者アピアランスケア支援事業費の追加であります。

また、保健衛生費で相続放棄された周囲の環境に

影響を及ぼす空き家等の管理や処分を行う相続財産管理制度を活用した空き家対策事業費の計上であります。

10款教育費は、教育総務費で串木野中学校への校内教育支援センター開設に伴う空調やLED照明等の整備に係る事業費の計上であります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費決定に伴うものであります。

19款繰越金は、令和5年度決算見込みによる繰越金のうち、今回の補正財源所要額の追加であります。

20款諸収入は、新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業助成金の計上であります。

次に、国特予算議案第2号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ302万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億2,485万4,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費でマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うマイナンバー保険証対応システム改修事業費の計上、歳入は、3款国庫支出金で事業費決定に伴う計上であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中里純人君）** これより質疑に入ります。

まず、議案第31号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号いちき串木野市防災行政無線再整備工事請負契約の締結について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号新たに生じた土地の確認について、質疑はありませんか。

**○7番（田中和矢君）** 議案第38号の新たに生じた土地の確認についてというところでお尋ねいたします。

これは長い期間、未登記であったというふうなことの説明がありましたが、先日の議案説明で。その理由はどのようなことであったのかということが1点。

もう一つは、用途地域によって使用の制限等があるのか。また今後、どのような利用を考えているのか、この2点をお尋ねします。

**○水産商工課長（福山昌浩君）** なぜかということですが、令和4年度におきまして、戸崎漁港の今回提案をさせていただいております分の埋立竣工認可が令和4年12月9日付で認可され、その認可を受け、市としましては新たに生じた土地の確認についてと字の区域の変更についての市議会の議決を令和4年度の3月議会で図ろうと準備をしていたところですが、地籍図を確認していましたところ、既に

埋立てが終了しているほかの土地について、本来、表示されていなければならない土地の範囲や字名、地番の表示がなく、未登記であることが分かったところであります。

また、串木野フィッシャリーナの土地についても未登記であったというのを確認したところでもあります。

このようなことから、土地の所有者であります鹿児島県と令和5年度において協議、確認を行った結果、準備ができたものから、市議会の議決をもらい登記していくという方針となったところでもあります。

フィッシャリーナにつきましては、平成10年の6月議会で1回議決をいただいていたところでしたが、議決の内容に不適當な表現がありまして、その後、登記の手続ができてなかったところでありまして、今回議案として提案させていただいております。

もう一つ、フィッシャリーナにつきましては、西側のほうにあるんですが、そちらのほうが平成16年8月26日に竣工認可を受けたところではありますが、平成10年に議決を受けた内容に不適當な部分があったことがありましたので、平成16年に竣工認可を受けたところも議会の議決まで至ってないところでありまして、今回、準備ができたところでありまして、提案をさせていただいているところでもあります。

使用につきましては、今現在、なぎさ公園とか駐車場とか、あとフィッシャリーナの用地としてありますが、引き続き利用をそのまま継続していくということでもありますので、使用につきましては現在と変わらない状況であります。

**○7番（田中和矢君）** 私がお尋ねしていたのは、未登記の期間が非常に長かったように思うんですが、それはどのようなわけで未登記のまま放置されていたんだろうかということをお尋ねしたのが1点。

もう一つは、この土地の用途地域ですね、工業地域であるとか、用途地域はどのように指定されていて、それによる制限等はどのようなものがあるのか。それに加えて今後、この土地をどういような利用を現在の駐車場だけに限るのか、あるいは何か利用を考えているのかという、この2点をお聞きしたん

です。

**○都市建設課長（吉見和幸君）** 都市計画上の用途地域の質問だと思いますが、まだ土地が登記されておりませんので、仮にこのまま登記されたとすれば、都市計画上の都市計画区域ではございますが用途指定はないということでございます。

**○水産商工課長（福山昌浩君）** 未登記であった理由につきましてであります。二つの土地がありまして、先ほど申し上げましたが、なぎさ公園があるほうの土地と、あとフィッシャリーナの陸上施設になっている部分の土地と二つありますが、まず、なぎさ公園を含む土地につきましては、平成10年6月26日に議会の議決を受けたところであります。議案書に不適当な部分があり、再度、議会の議決をいただく必要が生じたところであります。その後、その後の手続に至ってないところであり、未登記のままとなっております。

もう一つの西側の土地ですが、これにつきましては平成16年8月26日に竣工認可を受けておりますが、市議会の議決をいただいておりますが、未登記というふうになっております。

議決をいただいているのは、先ほど申し上げました土地の議決を採り直しておらず、未登記のままになっていることにより、議会に提案することができていないものであります。

このフィッシャリーナの土地につきましては、鹿児島県において土地の範囲を再度確認する必要があるということで県による再測量を行い、それに伴う地図更正も行いたいということで、この再測量及び地図更正が平成26年の10月に終了し、土地の範囲を再確認することができ、市議会へフィッシャリーナの土地について、提案する準備はできたところであります。その後、提案に至ってないところであります。

このようなことから、土地の所有者であります鹿児島県と令和5年度におきまして協議、確認した結果、準備ができたものから議決をいただき登記していくということとなったところであります。今回、準備が整ったところで御提案をさせてもらっているところであります。

**○14番（原口政敏君）** ちょっとね、田中議員の質問に、ちょっと分からんところがあるから聞きますけれどね、戸崎は関係ありませんからね。フィッシャリーナ1と2、どうして今まで未登記だったのかということ聞いてもらっしやるんですよ。僕もそこは聞いたかったから、その答弁をしてもら。届けは別だからね。フィッシャリーナ1と2、図面のね。何で今まで未登記だったのかって聞いてもらっしやるんですよ、田中議員は3回で質問できないから僕が聞きますけれど、その点だけお答えください。分からんなら分からんでいいから。

**○副市長（出水喜三彦君）** 前回の平成10年の議会の議決以降の経緯については、今、水産商工課長が申し上げたとおりでございます。

先ほどの説明の中で、平成26年に県のほうの再測量、その後、また市と県との協議ということで令和5年に最終的な確認を行い、今に至っている、このことではあります。その間という期間があります。これにつきましては、当然その協議というのはありつつもやはりこの庁内におきまして、この懸案事項、課題というものが十分に認識、共有されずに、そして、それが十分には引継ぎがなされていなかった、ここの反省があるかというふうに思っております。

このことから、戸崎の件を申し上げましたのは、そのことをきっかけとしまして、いま一度、この課題を洗い直し、適切な事務処理をしようということで、説明をさせていただきました。

現在、洗い出した全ての中、課題となっているものの道筋をつけて、整ったものについて順次、議会の議決をいただくということで提案をさせていただいております。

未登記だった原因につきましては、事務処理、これは不適切な部分があったと、このように思っております。反省して今後につなげてまいります。

**○14番（原口政敏君）** 副市長、今のあなたの説明は分からないよ。分かった議員がおっどかい。俺は分からなかった。だから今日はね、もうこれ以上聞かないから、後で調査してね、何で未登記だったのかということね、それをあなたたちは答弁せんといかんのだよ。戸崎なんか聞いてないよ。もうちょ

つと議員が質問したことに真面目に答弁しなさい。  
今の答弁では僕は納得しない。だから後で調べてね、  
報告しなさい。もうこれ以上は聞かないから。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第39号町の区域の変更について、質疑  
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号新たに生じた土地の確認につい  
て、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号字の区域の変更について、質疑  
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第2号令和6年度いちき串木野市  
一般会計補正予算（第2号）について、質疑はあり  
ませんか。

**○2番（西田憲智君）** 2番、西田です。

10款教育費について、確認として3点お伺いた  
いと思います。

まず、1点目、新規で校内教育支援センターの整  
備をされるということに当たりまして、支援員の予  
算計上というのはないんですけれども、この支援体  
制はどのような計画なのかというのを1点。

2点目、串木野中学校校内での支援だというふう  
に思いますが、どういった方々を支援対象者と考  
えておられるのかというのを2点。

最後に、備品として購入だと思いますが、58万  
2,000円の計上がありますが、空きの備品とかとい  
う活用は考えられていないのかという3点をお伺  
いたします。

**○教育総務課長（吉永康彦君）** まず1点目の新規  
で今回整備ということですが、今回、校内  
支援センターにつきましては、4月からもう始めて  
はいるんですが、現在、相談室とか会議室、図書館  
等、空き教室等を中心に今対応をしているところで

ございます。

また、今回、補正予算に提出しました内容につ  
きましては、令和8年4月に中学校再編を踏まえて、  
併せて教室等の整備ですね、教室が増えるという  
ことでその配置等も検討し、新たに学校と協議をした  
結果、決まりましたので、そういった形で整備する  
ということで今回補正予算をお願いしているところ  
でございます。

なお、支援体制でございますが、今現在、串木野  
中学校には1名、心の教育相談員を配置しておりま  
して、これがもう常駐という形で不登校以外の相談  
体制も充実しているということで、この心の教育相  
談員1名をまず対応に当たらせているところでござ  
います。

2点目の今度の対象者でございますが、もちろん  
不登校もなんですけど、自分のクラスに入りづらい児  
童生徒の学校内の居場所をですね、ここが居場所が  
あると、しっかりと1か所そういったのを設置する  
ことによって、不登校を未然に防止するとともに、  
不登校児童の生徒の登校復帰を支援することを一応  
この校内支援センターは目的としております。とい  
うことから、部屋を変わるのではなく、必ずそうい  
う場所を確保することが重要だということで、今回、  
整備するんですが、対象者については先ほど申し  
ました不登校もですが、それ以外の生徒も含めて相談  
体制を整えたいというふうに考えております。

3点目、備品の活用についてでございますが、現  
在、備品の購入に当たりましては、教室内でそう  
いったものがないかも確認はしたんですが、基本的  
には教室に戻ってもらうということを基本にしており  
まして、生徒が来てないからといって、その教室の  
机とか椅子を持っていくには数が足りませんでした  
ので、今回、机、椅子の10セットと、あとパーテ  
ーションにつきましては、なかなか人目を気にする子  
どもが同じ部屋にいる場合がありますので、そう  
いったのを避けるための策といたしまして、パーテ  
ーションということで予算要求をお願いしているところ  
でございます。

**○2番（西田憲智君）** まず、一つ目ですけれども、  
その心の教育相談員というのが今2名配置されてい

て、他中学校も兼任ということで、そのうちの1名を常駐というふうにされるということですが、その支援、やっぱりそこに頼るというには支援員の体制が重要だと思いますので、そこについてちょっと不安を覚えるところではございました。

二つ目については、今、説明を受けると、どうも串木野中学校の生徒のみが対象にちょっと聞こえるんですが、今、市来地域公民館のほうで市の支援センターがあって、なかなかこの通うのが、送り迎えをしなければならないということで、なかなかそこに行きづらいという声もある中で、この串木野地域の中にできたということで、この対象というのがもっと幅広く受け入れられる体制ができないのかというのをちょっと思ったので御質問させていただきました。

いちき串木野市に住んでいる、そういう不登校とかいろいろな学校に行きづらい、復学するために必要なそういった支援の児童生徒を受け入れる、そういった窓口にならないものかというところでお聞きしました。

3点目につきましては、今年度の補正ですので、今後というのは、この後出てくるのかもしれませんが、統廃合等あって、今からこういった備品というのは余ってくるということが予想される中で、こういったものを活用できないものかというところですが、その3点、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（西村喜一君）** まず、支援員の件ですが、先ほども申しあげましたように、1名は串木野中学校に5日間常駐、そしてもう1人の方は、3日間、市来中に行き、そして西中に1日、あと生冠中と羽島中は隔週で行くという形をとっております。

対象者についてですが、この校内支援教室ですが、これは学校には行けるけれども教室に入れないという子がたくさんいるということで、例えば保健室に行ったり、ほかの教室で授業とか学習をしたり、そういった子どもたちが少しでも気持ちをリラックスして、そして、それからまた教室に行ける。または、そのところだったら学校には行ける、そういった子どもたちを対象にしております。

ですので、先ほども言いましたその支援員がほかの学校にもいますので、今のところ、常駐ではないんですが、ですので、そちらのほうはその支援員でそういったところに対応しているということになっております。

ですので、まずはその家から出るということで、校外の支援センターですね、今ある市来のですね、あそこに行く。そして、次は学校に行ける、でも教室には入れない、そういった子がこの支援教室ということ。そういったステップを踏んでいくということで、このように今しております。

**○教育総務課長（吉永康彦君）** 備品の件でございます。

御意見もありましたように、各小・中学校で在庫というか、利用されていない机、椅子等については、一応こちらのほうで調査をした結果、現状といたしましては、机、椅子につきましては老朽化したものが多く、年次的に順次、新規で切り替えたりとか更新をしている状況でございます、現在のところ、そういった在庫がないということから今回整備させていただいたところです。

今後につきましても、余分な部分については、学校に照会をかけながら有効利用をするという基本の中、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○2番（西田憲智君）** 最後になります。

今もなお、困っている、悩んでいる1人でも多くの児童とか生徒とか家庭のために、こういった事業を行うというふうに思っております。

解消とか対策になって、しっかり効果が出るような、その取組になるように期待して、質問をさせていただきました。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○7番（田中和矢君）** 補正予算の議案第2号のこの件は、どちらかというと、今、やり取りにもありますように、ソフト的な、人的な問題とか、そういったものが中心になっておりますね。

それで、今から私が質問するのは、ひょっとしてこの場でお聞きするのは妥当でないかもしれませんが、何年か前に中学校の統廃合のことについて私が

一般質問をしましたときに、現、相良教育長ではなかったんですが、前の教育長が、私の一般質問は、教室が足りるんですかと。串木野西中、羽島中、生冠中が統合して教室自体が足りるんですかという質問に対して、前の教育長はきっぱりと空き教室は全くありませんという、私は不思議だと思いましたが、そういう答弁をなさっています。

実際に、2年後の令和8年の4月に統合が行われるわけですけど、教室自体は足りるんですか。

**○議長（中里純人君）** 田中議員、この議案の質疑ではありませんので、控えてください。

**○7番（田中和矢君）** 答えられるようであれば、答えられる範囲で……。

**○議長（中里純人君）** 議案の質疑に該当していませんので、控えてください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

次に、国特予算議案第2号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案については、議案第31号、議案第32号及び議案第33号を除き、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、議案第31号、議案第32号及び議案第33号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、議案第32号及び議案第33号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決に入ります。

まず、議案第31号専決処分の承認を求めることに

ついて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第33号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

**○議長（中里純人君）** 本日はこれで散会します。

散会 午前10時58分